

平成19年度国民健康保険税の税率は前年度と“同率”となりました

毎年、税率については、その年度に予想される医療費から、病院で払う窓口負担と国などの補助金を差し引いた分を、国保加入者数やその所得に応じて、公平に負担されるように決められます。

本年度は、医療費そのものは年々増加傾向にありますが、交付金の増額や繰越金等の充当を見込み、前年度と同じ税率としました（ただし、限度額について改正があります）。今後とも、国保運営をご理解の上、医療費の軽減にご協力いただきますようお願いいたします。



税制改正

- ・本年度から医療給付費分の限度額が**56万円**に引き上げられました。（昨年度までは**53万円**）

平成18年度	→	平成19年度
53万円		56万円

- ・平成18年度から経過措置として設けられている公的年金特別控除額が下記のとおり引き下げられます。

平成18年度	→	平成19年度
13万円		7万円

税率について

本年度の税率に関しては、前年度からの据え置きとなりましたので変更はありません。

① 医療給付費分（限度額56万円）

	所得割額 (前年中の所得に対して)	均等割額 (国保加入者一人あたり)	平等割額 (一世帯あたり)
平成19年度	10.70%	27,000円	31,000円

② 介護納付分（介護保険第2号被保険者（40歳から64歳まで））（限度額9万円）

	所得割額 (前年中の所得に対して)	均等割額 (国保加入者一人あたり)
平成19年度	1.60%	11,500円

納期について

国民健康保険税の納期は、5月から2月までの10期で、1期から3期は仮課税とし、8月に本算定を行い、4期から10期で年税額を調整することになります。

区分	仮課税※1			本算定後※2						
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納付月	5月	6月	7月	8月（本算定）	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※1 仮課税：その年の8月1日を本算定日としておりますので、1期から3期までは前年度の年税額を10期で割った相当額が1期分として課税されます。

※2 本算定後：その年の年税額が決定します。

年税額より仮課税額を差し引き、残りの税額を4期から10期までの納期でおさめることとなります。

【問い合わせ先】 国民健康保険に関すること 健康福祉課 国民健康保険係 TEL 22-3167
国民健康保険税に関すること 税務課 市民税係 TEL 22-3148